

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

「いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」を基本理念として、全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができ、安全・安心に充実した学校生活を送ることができる「いじめのない学校づくり」を推進する。

(2) いじめの理解

ア いじめの定義

「生徒に対して、本校に在籍する生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

留意事項

- いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- 家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在も留意する。
- 学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

- いじめに係る行為が止んでいること
被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) いじめの予防

ア 学業指導の充実

- 規範意識や帰属意識を互いに高める集団づくり
- コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり

イ 特別活動、道徳教育の充実

- ホームルーム活動を通じた望ましい人間関係づくり
- ボランティア活動

ウ 教育相談の充実

- 定期面談週間（4月、10月）、随時面談

エ 人権教育の充実

- 教科指導を通じた人権意識の啓発
- 講演会等の実施
- 「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮した適切な支援、組織的な指導
- 「多様な背景を持つ生徒」への、生徒の特性等を踏まえた日常的で適切な支援、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な組織的な指導

オ 情報教育の充実

- 教科「情報」におけるモラル教育

カ 保護者・地域との連携

- いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等の周知
- 授業公開、行事公開、HPでの教育活動の公開

キ 居場所づくり、絆づくり

- 授業や行事におけるどの生徒も成就感を味わえる場面づくり
- 主体的に取り組む協同的な活動を通して自己有用感を感じる集団づくり

ク 教職員のいじめ理解の促進

- いじめを防止することの重要性に関する教職員への研修等の実施
- 主体的に取り組む協同的な活動を通して自己有用感を感じる集団づくり

(4) いじめの早期発見

ア いじめの発見

- いじめ行為を直接発見した場合はその行為をその場で止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

イ 「いじめられている生徒」と「いじている生徒」のサインの察知

- 日常の生徒観察による生徒の様子から小さな変化を見逃さない。

ウ 相談体制の整備

- 相談窓口の設置、生徒や保護者への周知
- 生徒教師間の信頼関係の確立

エ 定期的調査の実施

- 「いじめ」アンケート（いじめ確認の日（毎月1回））

オ 情報共有、対応策の策定

- 報告経路の明示、報告の徹底
- 職員会議等での情報共有
- 要配慮生徒の実態把握、指導

(5) いじめへの対応

ア 生徒への対応

(ア) 「いじめられている生徒」への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- 安全・安心を確保する ・心のケアを図る。
- 今後の対策について、ともに考える ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる ・継続的な指導を約束する。

(イ) 「いじている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- 必要がある場合は懲戒を加える。

イ 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- 自分の問題として捉えさせる ・望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

ウ 保護者への対応

(ア) 「いじめられている生徒」の保護者への対応

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- じっくりと話を聞く。
- 継続的な指導を約束する。
- 苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す。
- 保護者と生徒のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(イ) 「いじめている生徒」の保護者への対応

事実を確認後、速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があるとの認識を共有する。
- 生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるためには保護者の協力が必要であることを理解してもらう。

(ウ) 保護者同士が対立する場合等の対応

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- 慎重さも大切だが、時間をおかない。
- 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

エ 関係機関との連携

(7) 北海道教育委員会との連携

- 関係生徒への支援・指導や保護者への対応についての助言
- 関係機関との調整

(イ) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われることがある。
- 犯罪等の違法行為がある場合がある。

(ウ) 福祉関係機関との連携

- 家庭での養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活や環境の状況把握

(イ) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

(6) ネットいじめへの対応

ア ネットいじめ

- 文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- 特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める。
- 掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する。 ※ 犯罪行為

イ ネットいじめの予防

(7) 保護者への啓発

- フィルタリングの推進
- 保護者の見守り精神保健に関する相談

(イ) 情報教育の充実

- 教科「情報」における情報モラル教育の充実

(ウ) 講話等の実施

- ネット社会についての講話（防犯）の実施

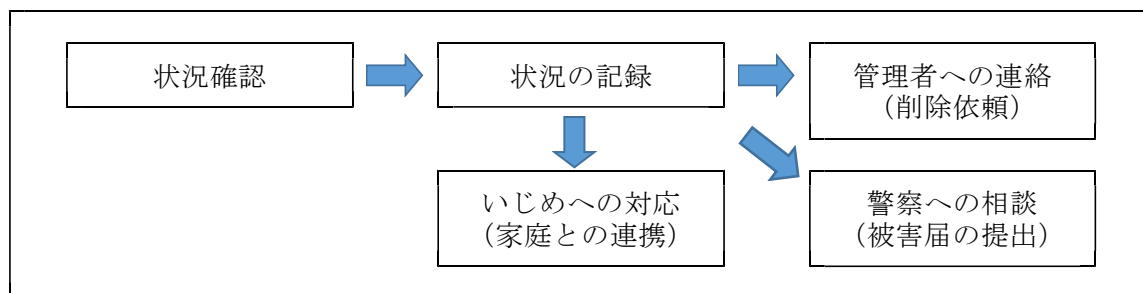
ウ ネットいじめへの対処

(ア) ネットいじめの把握

- 被害者からの訴え
- 閲覧者からの情報

(イ) 不当な書き込みへの対処

次のとおりとする。



(7) 重大事態への対応

ア 重大事態とは

(ア) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

(イ) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- 年間の欠席が概ね30日以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

イ 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（オホーツク教育局）に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

(1) 学校及び学校の教職員の責務

ア 学校の責務

次の取組を進める。

- 家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- 「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努める。
- 全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、組織的に対応する。
- 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有する。

イ 教職員の責務

次の取組を進める。

- 生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。
- いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしない。
- 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有する。

(2) 家庭との連携

家庭は、生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれる。

- 家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。
- インターネットの利用の状況を適切に把握し、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。
- 生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- いじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応する。
- いじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返すことがないよう、生徒を見守り支える。

(3) 地域の役割

次の取組を進めることが望まれる。

- 日頃から、生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を構築し、自分の役割や存在を感じることができるよう、生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等と連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。
- 生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
- 地域の学校等と連携を図り、地域における生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- 生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、生徒の抱える問題の解消に努める。

3 本方針の点検・見直し

本方針の点検、見直しには、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得ていじめの防止等に関する考え方を共有しながら、円滑に進めていく。

- 「いじめ防止委員会」を中心とし、点検、見直しのPDCAサイクルを確立する。
- 学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- 生徒や保護者、地域住民からの意見を取り入れるためのアンケートの実施や、ICT端末を活用した調査等を実施し、協議の場を設けるなどして、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

4 いじめ防止対策のための組織、いじめの未然防止、早期発見に向けた指導体制

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、次の組織によって推進する。

(1) いじめ防止委員会

ア 委員の構成

教頭、生徒指導部長、養護教諭、教務部長、各学科長、各学年主任、スクールカウンセラー

イ 委員会の業務

- いじめ防止基本方針の策定
- いじめの防止と早期発見の取組
- いじめに関する職員研修会の実施
- いじめに対する措置

(2) いじめの未然防止、早期発見に向けた指導体制

ア 管理職

- 学校いじめ防止基本方針
- いじめを許さない組織づくり
- 風通しのよい職場の醸成
- 保護者、地域等との連携

イ いじめ防止委員会

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修の企画・立案
- 調査結果、取組等の検証

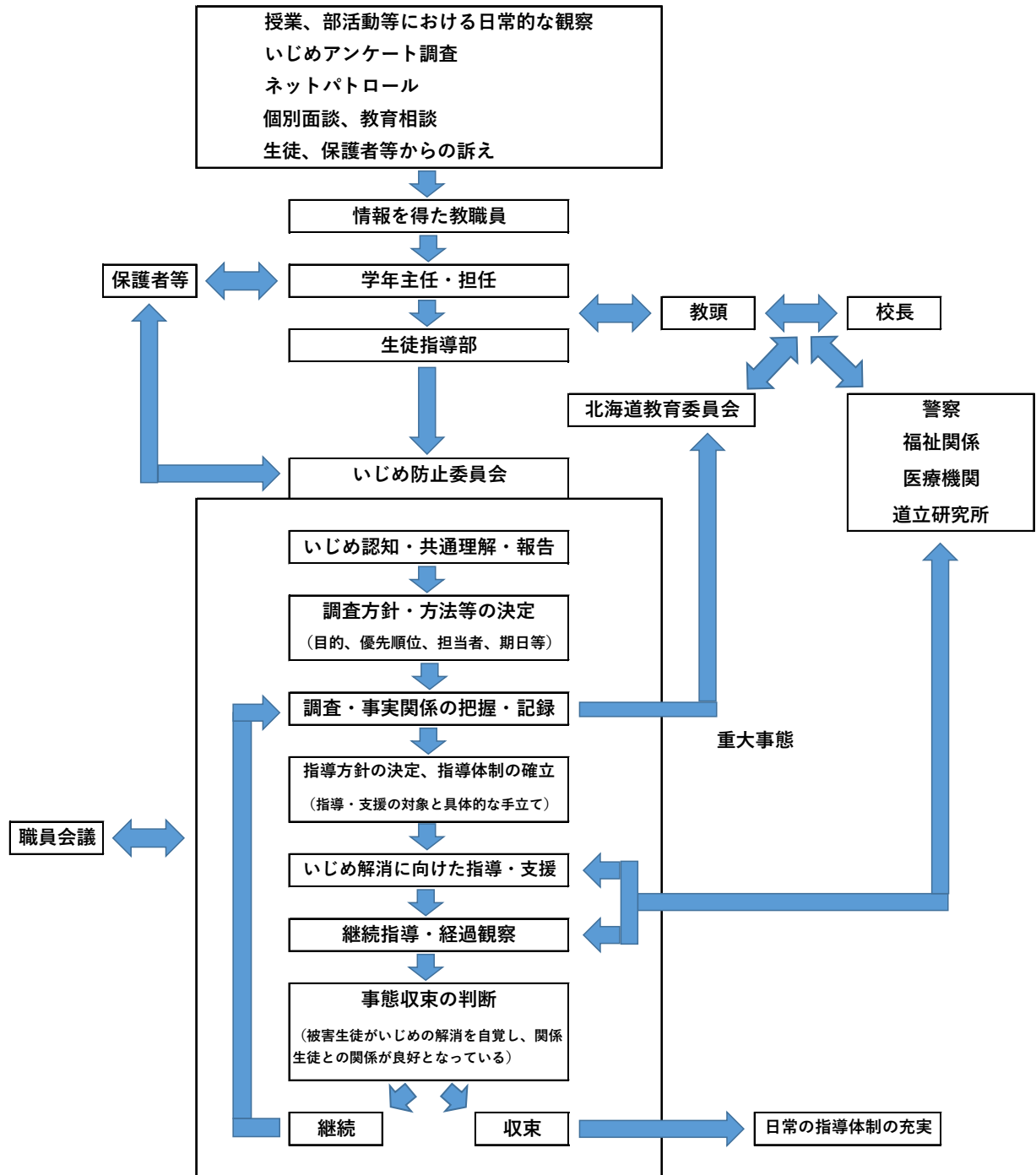
ウ 未然防止

- 学習指導、生徒指導の充実
- 特別活動、道徳教育の充実
- 人権教育の充実
- 教育相談の充実
- 情報教育の充実
- 保護者・地域との連携

エ 早期発見

- 情報の収集
- 相談体制の確立
- 定期的な調査の実施
- 情報の共有
- ネットパトロールの実施

(3) いじめ防止対策のための組織図



(4) いじめ防止対策年間計画

北海道北見工業高等学校いじめ防止対策年間計画

	4月	5月	6月	7月
	いじめ 事 案 発 生 時 緊 急 対 応 会 議 の 開 催			
会 議	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策委員会 ①基本方針の確認 ②年間計画の確認 ③いじめ防止基本方針のホームページ（掲載） 			<ul style="list-style-type: none"> ●学校評議員会 ①基本方針の確認 ②いじめ等状況報告
防 止 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ●ネットパトロール ●いじめ確認の日 ●スクールカウンセラー面談 ●保護者懇談会 ●いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について（配布） 	<ul style="list-style-type: none"> ●全校集会 ●ネットパトロール ●いじめアンケート調査 ●スクールカウンセラー面談 ●携帯電話安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ●全校集会 ●ネットパトロール ●いじめ確認の日 ●スクールカウンセラー面談 	<ul style="list-style-type: none"> ●全校集会 ●ネットパトロール ●いじめ確認の日 ●スクールカウンセラー面談
	8月	9月	10月	11月
	いじめ 事 案 発 生 時 緊 急 対 応 会 議 の 開 催			
会 議		<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策委員会 ①中間反省 ②いじめ等状況及び指導経過等の確認、情報共有 		
防 止 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ●ネットパトロール ●いじめ確認の日 ●スクールカウンセラー面談 	<ul style="list-style-type: none"> ●全校集会 ●ネットパトロール ●いじめ確認の日 ●スクールカウンセラー面談 	<ul style="list-style-type: none"> ●全校集会 ●ネットパトロール ●いじめアンケート調査 ●スクールカウンセラー面談 	<ul style="list-style-type: none"> ●全校集会 ●ネットパトロール ●いじめ確認の日 ●スクールカウンセラー面談
	12月	1月	2月	3月
	いじめ 事 案 発 生 時 緊 急 対 応 会 議 の 開 催			
会 議			<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策委員会 ①評価、改善 ②いじめ等状況確認 ●学校評議員会 ①いじめ等状況報告 ②基本方針の確認 ③学校関係者評価 	
防 止 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ●全校集会 ●ネットパトロール ●いじめ確認の日 ●スクールカウンセラー面談 	<ul style="list-style-type: none"> ●ネットパトロール ●いじめ確認の日 ●スクールカウンセラー面談 ●学校評価アンケート 生徒、保護者、学校評議員、地域住民 	<ul style="list-style-type: none"> ●全校集会 ●ネットパトロール ●いじめ確認の日 ●スクールカウンセラー面談 	<ul style="list-style-type: none"> ●ネットパトロール ●いじめ確認の日 ●スクールカウンセラー面談

【いじめの把握】

- (1) いじめを受けた生徒や保護者からの申告 (2) 周囲の生徒や保護者からの情報
- (3) 担任による発見 (4) 養護教諭、担任以外の教職員による発見 (5) 部活動顧問による発見
- (6) アンケート調査や教育相談による発見 (7) スクールカウンセラー（SC）からの情報
- (8) 学校以外の関係機関や地域住民からの情報 (9) その他



【いじめの報告】（いじめ防止委員会の開催）

把握者→担任等→生徒指導担当者→教頭→校長



【事実確認及び指導方針等の決定】（いじめ防止委員会における協議）

- (1) 事実関係の把握 (2) いじめ認知の判断 (3) 指導方針や指導方法の決定
- (4) 対応チームの編成及び役割分担 (5) 全教職員による共通理解
- (6) スクールカウンセラーや関係機関との連携の検討



【いじめへの対処】（いじめ防止委員会による対処）

- (1) いじめを受けた児童・生徒及び保護者への支援
- (2) いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言
- (3) 周囲の児童・生徒への指導 ○ スクールカウンセラーの派遣要請
- (4) 関係機関への相談（教育局、児童相談所、警察等）

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	(1) いじめの行為から徹底して守り通す。 (2) 安全確保のための巡回体制を強化する。 (3) 3ヶ月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	(1) 他人の人権を侵す行為であることを気づかせ、他者の痛みを理解させる。 (2) いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 (3) 不満やストレスを克服する力を身につけさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	(1) 周囲の大人に知らせることの大切さに気づかせる。 (2) いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気づかせる。 (3) 自分の問題としてとらえ、いじめをなくすために、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保 護 者	(1) いじめに関する事実経過を説明する。 (2) 今後の指導の方針及び具体的な手立てや対処の取組について説明する。	(1) 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 (2) いじめを受けた生徒及び保護者への謝罪について協議する。	(1) 当該生徒及び保護者への意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

(5) いじめ防止委員会におけるいじめ解消の判断（解消の要件 いじめ防止基本方針 P1～P2）



【再発防止に向けた取組】

<ul style="list-style-type: none"> (1) 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> ア 事実の整理、指導方針の再確認 イ スクールカウンセラー等外部の専門家等の活用 (2) 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> ア 生徒指導体制の点検・改善 イ 教育相談体制の強化 ウ 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> ア 生徒の居場所づくり、絆づくり等学年・学級経営の見直し イ 豊かな心を育てる指導の工夫 ウ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導等、授業改善の取組 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ア 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 イ アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施 ウ PTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成
--	---	--